

公 表 第 15 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年12月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成29年度

部局名： 田主丸総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	審議会等事務 教育集会所にかかる運営委員会の委員の辞令書や委嘱状の交付に関する事務がなされていないものがある。	ご指摘を受け、委員の任命と委嘱の手続きを行いました。また、要綱に委員の任命や委嘱について記載が無かったため内容を改正しました。 なお、平成31年度より指定管理者制度へ移行するため、平成30年度末をもって市が設置する運営委員会は廃止予定です。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 行政財産の使用許可更新事務において、決裁終了後に行うこととされている相手方への使用許可書を送付していないものがある。	ご指摘を受け、相手方に許可書を送付しました。
指摘事項	財務監査	契約事務 契約事務規則では、契約の相手方が決定した日の翌日から6日以内に契約を締結しなければならないと規定されているが、特段の理由なく締結が遅れているものがある。	ご指摘を受け、契約の締結においては、久留米市契約事務規則に基づき、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

意見	事務監査	<p>人口減少及び超高齢社会が進行し、総合支所が所管する地域においては、医療・福祉・商業・公共交通等の都市機能や生活サービスの維持が大きな課題となる中、地域振興と地域政策を担う総合支所としては、主体的に将来を見据えたエリアデザインを描いていく必要がある。</p> <p>現在、本市においては、都市計画の見直しや立地適正化計画に基づき、コンパクトな拠点市街地の形成やネットワーク型の都市づくりに向けた検討が進められているところであるが、総合支所としては、地域の明確な将来ビジョンのもと、関係部局との積極的な意見交換や提案などにより、計画等への反映に努めていくべきものと思われる。</p> <p>また、総合支所が所管する地域は、市町などの隣接自治体との交流・連携が特に重要であることから、広域行政の視点にも十分留意して、関係部局との協議を進められることを望む。</p>	<p>田主丸地域では、合併以降、人口が減少し、高齢化率が上昇しています。そのため、ご指摘のように都市機能やサービスの維持が、今後大きな課題となり、総合支所として将来を見据えたエリアデザインを描いていく必要性を認識しているところです。</p> <p>現在、田主丸地域では、立地適正化計画により、JR 田主丸駅等を含む市街地に、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、医療・福祉・商業等の機能の誘導や集約、居住の誘導を図ることとしています。</p> <p>また、都市計画の見直しにより、今まで土地利用のルールが無かったものを、平成 30 年 4 月から、市街地に用途地域を指定するとともに、良好な田園や山林と居住環境を保全する田園居住地区、幹線道路沿道の立地を活かし、日常生活の利便性を図る幹線沿道地区、効率的な産業活動を図る産業集積地区を指定することとしています。</p> <p>さらに、久留米キラリ創生総合戦略の一環として、耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージを進めており、観光情報の発信強化や、情報発信拠点機能の強化などを目的としたふるさと会館（JR 田主丸駅）を再整備し、また、さらなる産業の集積に向けた新産業団地の整備などを行っているところです。</p> <p>これらの計画や事業の推進にあたっては、田主丸地域が持つ、豊かな自然や歴史、果樹等の豊富な農作物などの魅力的な資源を活かしていくことが重要ですので、関係部局とも十分に意見交換を行い、産業や観光の振興、誘客や定住促進などに向けて、積極的に提案していきたいと考えています。</p> <p>また、田主丸地域では、農業や警察、消防などは、現在も旧浮羽郡の枠組で活動しており、隣接自治体（うきは市）との連携は重要となっています。特に、近年多発している豪雨災害などの自然災害では、隣接自治体などと協力して取り組むことが必要不可欠ですので、関係部局とも協議しながら検討していきたいと考えています。</p>
----	------	--	--